3　都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務（これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。）に利用することができる。

4　機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

5　機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。

6　機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により、第三十条の四十四又は前三条の規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。

7　機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

8　機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

（報告書の公表）

第三十条の四十四の七　機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報処理事務に関する規定の準用）

第三十条の四十四の八　第三十条の十七から第三十条の二十までの規定は、この章の規定により機構が処理することとされている事務について準用する。

（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の四十四の九　機構は、都道府県知事に対し、第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の四十四の十　都道府県知事は、第三十条の四十一第二項の規定による電気通信回線を通じた附票本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3　機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

（附票本人確認情報の提供に関する手数料）

第三十条の四十四の十一　機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（附票本人確認情報の保護）

第三十条の四十四の十二　前章第四節（第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の二十四第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十四第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十四第三項	第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項	第三十条の四十一第一項又は第三十条の四十二第一項
第三十条の二十五第一項	第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項	第三十条の四十四の六第一項から第三項まで
	都道府県知事保存本人確認情報	都道府県知事保存附票本人確認情報
	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十五第二項	第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項	第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで
	機構保存本人確認情報	機構保存附票本人確認情報
	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十六第一項及び第二項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十六第三項	本人確認情報処理事務	次章の規定により機構が処理することとされている事務
第三十条の二十六第四項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十七第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十七第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十八第一項	第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
	第三十条の九の二	第三十条の四十四の二
第三十条の二十九（見出しを含む。）	本人確認情報等の利用	附票本人確認情報等の利用
	本人確認情報等（本人確認情報を確認情報）	附票本人確認情報等（附票本人確認情報）
第三十条の三十第一項	第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項	第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項
第三十条の三十第二項	第三十条の九又は第三十条の九の二	第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二
	本人確認情報等	附票本人確認情報等
	本人確認情報等に又は本人確認情報等	附票本人確認情報等に又は附票本人確認情報等
第三十条の三十第三項		